

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、川越都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画区域は、都心から約40km圏、埼玉県の中核部に位置しています。
また、川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域の全域です。

【3・5・17号笠幡小仙波線】

本路線は、川越市大字笠幡字本田中を起点とし、川越市大字小仙波字雑敷に至る延長約10,440m、幅員15.0mの幹線街路です。

【3・5・19号川越上尾線】

本路線は、川越市宮下町1丁目を起点とし、川越市大字中老袋字田島に至る延長約4,480m、幅員12.0mの幹線街路です。

II. 変更理由

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）を定めました。
指針に基づき、幹線街路に該当する都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、3・5・17号笠幡小仙波線及び3・5・19号川越上尾線について、現道を活用した線形に変更することとし、併せて車線の数を定めるものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・5・17号 笠幡小仙波線	約10,490m (10,440m)	2車線 (-)	15m	・一部区間の線形変更 ・車線数の決定
3・5・19号 川越上尾線	約4,510m (4,480m)	2車線 (-)	12m	・一部区間の線形変更 ・車線数の決定

IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①用途地域（川越市決定）